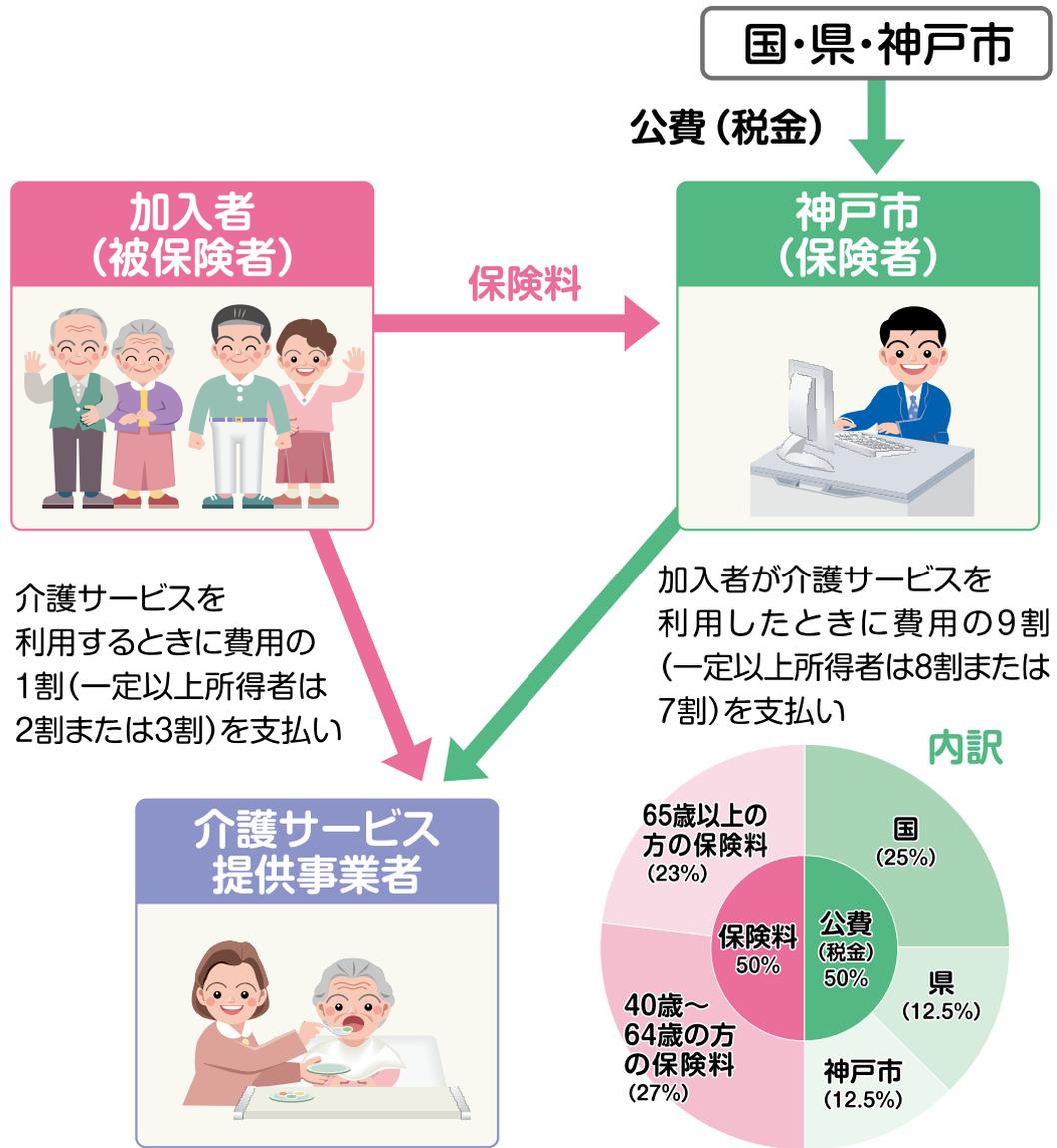


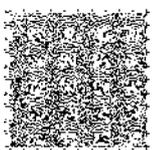
介護保険のしくみ

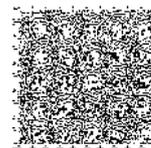
- P.4
介護保険のしくみ
- P.6
加入者と保険証
- P.8
保険料のしくみ
- P.13
介護保険によるサービスの利用
- P.41
介護保険外のサービス
- P.42
介護保険サービスの利用にあたって



P.43
相談窓口

- 「65歳以上の方」と「40歳～64歳の方」との間の保険料負担率 (23% : 27%) は、全国的な人口比率により定められています。
- 施設サービス等、一部のサービスについては、国が20%、県が17.5%の負担割合になります。
- 国の負担25%のうち5%分は「調整交付金」といい、介護が必要になりやすい75歳以上の高齢者や低所得の高齢者が多い市町村の保険料が高くなりすぎないように、市町村によって増減します。調整交付金が増(または減)となった分は、65歳以上の方の保険料の負担割合の減(または増)となります。神戸市の令和5年度分については、調整交付金は5.72%、65歳以上の方の保険料は22.28%を見込んでいます。





介護保険事業計画について

■ 事業計画を策定して介護保険を運営します

- 介護保険を円滑に実施するために、市町村は3年ごとに「介護保険事業計画」を策定します。計画には、必要な介護保険サービスの見込み量やサービスを確保する方を定めています。
- 介護保険サービスにかかる費用のうち、保険料でまかなう割合は一定に決められていますので、計画に定められた介護保険サービスの見込み量等によって保険料が定められます。

介護保険事業計画のページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/shise/kekaku/health/zigyokeikaku.html>

■ 介護保険にかかる費用の見込み (令和3~5年度)

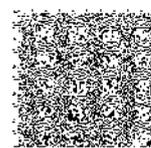
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
保険給付	在宅サービス等	921億円	962億円	1,001億円	2,884億円
	施設サービス等	429億円	448億円	460億円	1,337億円
地域支援事業		102億円	104億円	107億円	312億円
合計		1,452億円	1,514億円	1,567億円	4,533億円

- 保険給付とは、加入者が介護保険サービスを利用したときの費用の9割（一定以上所得者は8・7割）の支払い等の費用です。
- 地域支援事業とは、要支援1・2や事業対象者の方が利用する訪問型・通所型サービスに要する費用（P32・33参照）や、「あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）」（P43～47参照）における高齢者の総合相談・支援事業などの費用です。このうち一部については、P4の円グラフとは負担割合が異なります。

■ 保険料の上昇抑制策

保険料について、以下の抑制策を実施します。

- ①消費税を財源とする公費を投入した低所得者の保険料軽減
保険料段階が第1～3段階の方について、消費税を財源とする公費を投入して保険料を軽減します。
- ②保険料段階の多段階化
国基準の9段階を15段階に細分化し、より負担能力に応じた保険料段階設定とします。
- ③剰余金の活用
神戸市介護給付費等準備基金を保険料の上昇抑制に活用します。
- ④インセンティブ交付金の活用
市町村による自立支援・重度化防止等の取組の達成状況に対し、国から毎年配分される交付金を保険料の上昇抑制に活用します。
- ⑤健康寿命の延伸
健康寿命延伸の取り組みにより保険料を抑制します。



P.4
介護保険の
しくみ

P.6
加入者と
保険証

P.8
保険料の
しくみ

P.13
介護保険による
サービスの利用

P.41
介護保険外の
サービス

P.42
介護保険サービスの
利用にあたって

P.43
相談窓口